名古屋M&Aパートナーズについて

第1　はじめに

日本のM&A市場は1999年（平成11年）頃から急激にその規模を拡大し、規模の大小にかかわらず、数多くの案件が世間を賑わすことになってきています。

そして、M&Aを行うにあたり重要な役目を担うデューディリジェンスについても、会計上の問題点を調査する会計デューディリジェンスだけではなく、コンプライアンス上問題のある行為をしていないかなどを調査する法務デューディリジェンスの重要性がますます拡大しているといえます。

ただ、残念ながらここ東海地方ではM&Aを専門とする弁護士の数も少なく、少人数の法律事務所がほとんどであることから、多人数を必要とし、かつ迅速に対応することが必要なM&A業務に対応することは困難な状態でした。そのため、中堅・若手弁護士が今回結束して、東海地方のM&Aに迅速に対応するべく設立されたのが、名古屋M&Aパートナーズなのです。

第2　業務内容

1. デューディリジェンスの実施、報告書の作成

対象会社のデューディリジェンスを実施するとともに、添付してある見本のとおり、M&Aを専門とする法律事務所が作成する法務デューディリジェンス報告書と同様の報告書を作成し、提供いたします。

2. 事業譲渡契約、合併契約、会社分割契約（計画）等の契約書の作成

デューディリジェンスの結果を踏まえて、各種リスクに対応したM&Aに伴う契約書の作成をいたします。

3. その他M&Aに伴う各種質問に対する回答及び意見書の作成等

M&Aに伴う法的問題点や解決策、そして許認可に関する事項など各種疑問にお答えいたします。

第3　名古屋M&Aパートナーズの特殊性

名古屋M&Aパートナーズは大手法律事務所でM&A案件を多数経験した弁護士を含み、東京や大阪の法律事務所に負けないサービスを提供いたします。また、メンバーが同一事務所に所属しているわけではないことから、コンフリクトが生じる弁護士は関与しないことにより容易にコンフリクトを回避することができるため、クロージングが近い場合でも迅速に対応することが可能です。

しかも、すべてのメンバーの事務所が名古屋にあることから、東海地方の案件に対するアクセスが容易であり、移動時間に対するタイムチャージなどは原則として発生しません。

なお、同一事務所に所属していないことが原因で責任の所在が不明確になる可能性を排除するために、案件毎に決定する代表弁護士が責任をもって案件を処理いたします。

第4　報酬

報酬は、M&Aの規模によって異なりますが、あらかじめ守秘義務契約を締結して見積書を提出いたします。

なお、東海地方の案件であれば、移動時間も東京や大阪の法律事務所よりも当然短いですから、その分費用は低額になります。

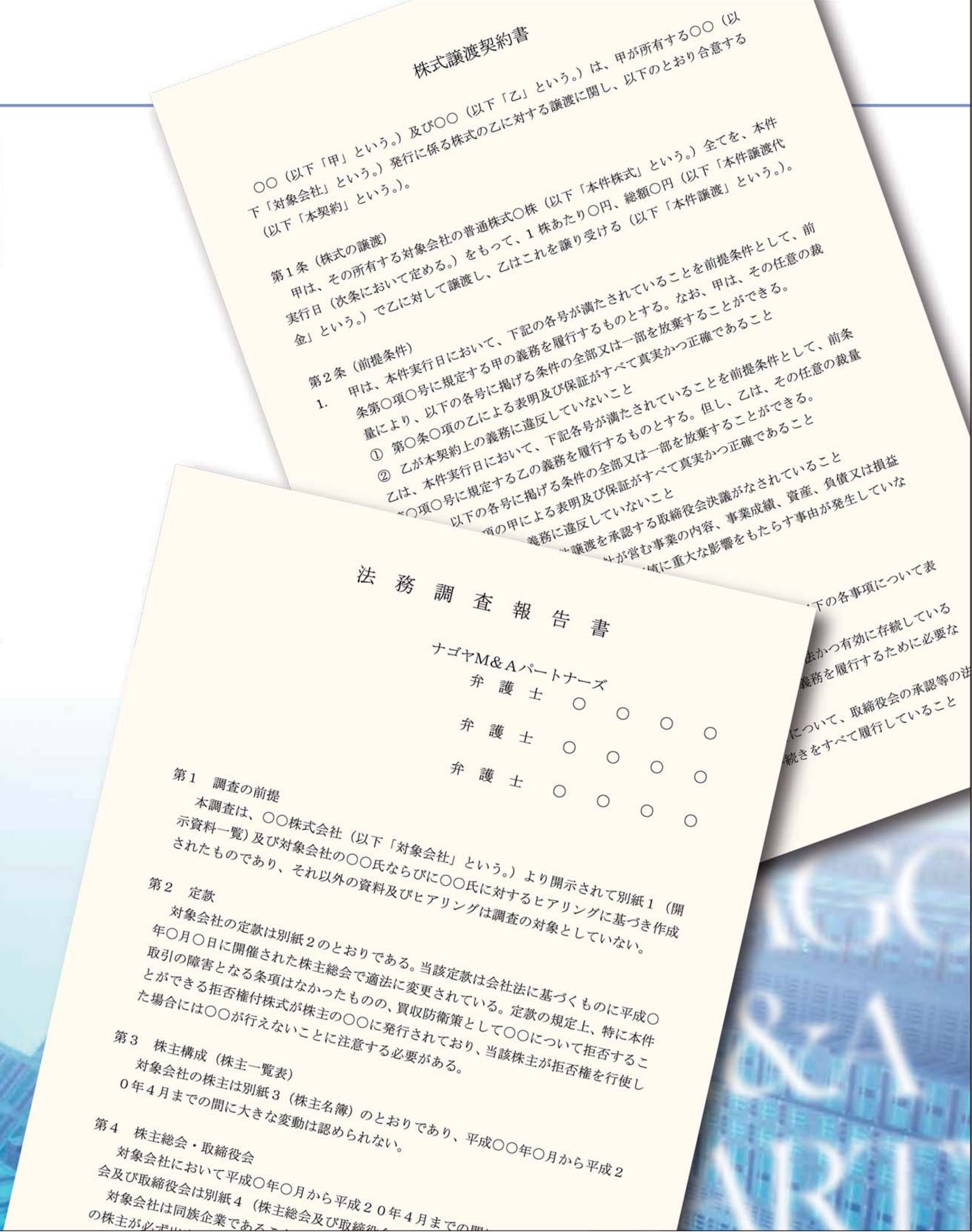

株式譲渡契約書

○○（以下「甲」という。）及び○○（以下「乙」という。）は、甲が所有する○○（以下「対象会社」という。）発行に係る株式の乙に対する譲渡に関し、以下のとおり合意する（以下「本契約」という。）。

第１条（株式の譲渡）
甲は、その所有する対象会社の普通株式○株（以下「本件株式」という。）全てを、本件実行日（次条において定める。）をもって、１株あたり○円、総額○円（以下「本件譲渡代金」という。）で乙に対して譲渡し、乙はこれを譲り受ける（以下「本件譲渡」という。）。

第２条（前提条件）
1.　甲は、本件実行日において、下記の各号が満たされていることを前提条件として、前条第○項○号に規定する甲の義務を履行するものとする。なお、甲は、その任意の裁量により、以下の各号に掲げる条件の全部又は一部を放棄することができる。
① 第○条○項の乙による表明及び保証がすべて真実かつ正確であること
② 乙が本契約上の義務に違反していないこと
乙は、本件実行日において、下記各号が満たされていることを前提条件として、前条○項○号に規定する乙の義務を履行するものとする。但し、乙は、その任意の裁量により、以下の各号に掲げる条件の全部又は一部を放棄することができる。
項の甲による表明及び保証がすべて真実かつ正確であること
義務に違反していないこと
譲渡を承認する取締役会決議がなされていること
が営む事業の内容、事業成績、資産、負債又は損益
に重大な影響をもたらす事由が発生していな
下の各事項について表
法かつ有効に存続している
義務を履行するために必要な
について、取締役会の承認等の法
続きをすべて履行していること

法務調査報告書

ナゴヤM&Aパートナーズ
弁護士　○○○○
弁護士　○○○○
弁護士　○○○○

第１　調査の前提
本調査は、○○株式会社（以下「対象会社」という。）より開示されて別紙１（開示資料一覧）及び対象会社の○○氏ならびに○○氏に対するヒアリングに基づき作成されたものであり、それ以外の資料及びヒアリングは調査の対象としていない。

第２　定款
対象会社の定款は別紙２のとおりである。当該定款は会社法に基づくものに平成○年○月○日に開催された株主総会で適法に変更されている。定款の規定上、特に本件取引の障害となる条項はなかったものの、買収防衛策として○○について拒否することができる拒否権付株式が株主の○○に発行されており、当該株主が拒否権を行使した場合には○○が行えないことに注意する必要がある。

第３　株主構成（株主一覧表）
対象会社の株主は別紙３（株主名簿）のとおりであり、平成○○年○月から平成２０年４月までの間に大きな変動は認められない。

第４　株主総会・取締役会
対象会社において平成○年○月から平成２０年４月までの
会及び取締役会は別紙４（株主総会及び取締
対象会社は同族企業である
の株主が必ず